

## 平成20年度日米共同方面隊指揮所演習に関する陳情書

2008年9月12日

代表 平和大会練馬実行委員会

住所 練馬区中村北1-6-2 東京土建練馬支部会館 練馬労連内

氏名 坂本 茂 印 電話 3825-7146

練馬区議会議長 殿

他0人

### 要旨

陸上自衛隊朝霞駐屯地で今年実施される、平成20年度日米共同方面隊指揮所演習（以下日米共同演習）に関して、国・朝霞駐屯地など関係機関に以下のことを働きかけてください。

- 1、日米共同演習のたび日米地位協定2条4項（b）により米軍に追加提供されている朝霞駐屯地内の土地や建物の現状と使用状況を明らかにすること。
- 2、①住民の不安解消のため米軍人・軍属の外出禁止、麻薬の所持禁止、飲酒による事故・犯罪が発生しないよう担保すること。②米軍人・軍属の関わる事故発生時には速やかに周辺自治体に情報を伝えること。③米軍人・軍属が使用する朝霞駐屯地と宿泊施設周辺の自治会や町会に演習に関する情報を提供すること。
- 3、日米地位協定を改定すること。

### 理由

防衛省陸幕広報室は7月11日付けで本年11月～12月、陸上自衛隊朝霞駐屯地などで実施される日米共同演習の概要を発表しました。

平成10年11月13日、朝霞駐屯地で初めて実施された共同演習について、練馬区議会議長は国などへ、朝霞駐屯地が、米軍が恒常的に共同使用することのできる施設・区域となることのないよう要請しました。この要請は朝霞駐屯地周辺住民にとって大変心強いものでありました。

練馬・朝霞駐屯地周辺は高齢者・幼児・病弱者が多数生活しており、これら弱者の要望は練馬区より両駐屯地に届けられ、駐屯地内の空砲音の除去、抑制など配慮していただき住民ともども感謝しております。つきましては、再度上記のことを関係機関に働きかけてください。

本年4月17日名古屋高等裁判所民事第三部において、自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件の判決が言い渡されました。判決は「戦争の遂行等への加担・協力を強制される場合、裁判所に対し違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求ができる」と平和的生存権について具体的権利として認めました。

今回の日米共同演習は平和的生存権を侵害するものと思われます。演習には大きく分けて演習場で隊員らを動かす野戦演習と、指揮官と幕僚などが指揮所内で実施する指揮所演習とがあります。戦争する場合、指揮官と幕僚は指揮所を設営して作戦指揮をとるのでありますから、これらの演習も戦争も指揮官の頭と身体の動かし方は同じだと考えられます。前回朝霞駐屯地で実施された日米共同演習は自衛隊のイラク派遣直前であり、派遣される北海道の陸上自衛隊やイラク戦争に参戦した米第3海兵師団、米陸軍参謀長直属の「戦闘指揮訓練計画（BCTP）」と呼ばれるイラク戦争に出向いた、戦争を評価する専門家グループが参加しました。ソウルから「韓国戦闘シミュレーションセンター」（KBSC）が参加し、光が丘第一ホテルに準備期間も含め二ヶ月以上宿泊しました。このKBSCは米韓合同の大規模演習の中心になっており、北朝鮮の侵攻想定したシミュレーションの戦争ソフト開発など演習の重要な役割を担っています。KBSCの日米共同演習参加は朝鮮有事が日本有事と一体とされ、戦争準備の協力と考えられます。

日米地位協定については本年6月17日付けの琉球新報社説などは、「地位協定秘密合意 国民を欺くに等しい行為だ」というタイトルで日本に駐留する米兵の犯罪について、「公務」の範囲が職場の飲酒まで拡大し、さらに、「特別重要性」がない限り日本が一次裁判権を放棄するとした日米密約が今も有効だと記されています。朝霞駐屯地に関する地位協定2条4項（b）による建物・土地の使用など恒常的に使用されている可能性も危惧されます。前回、朝霞駐屯地で実施された日米共同演習における情報公開された文書や東京新聞などによれば、インフルエンザの発生や駐屯地食堂での深夜までの飲食問題も指摘されております。

情報提供においては、昨年12月、仙台駐屯地などで実施された日米共同演習において、仙台駐屯地広報室から地元町内会に「日米共同演習に関するお知らせ」を回覧したといえます。

平成11年に朝霞駐屯地で実施された日米共同演習について朝霞・和光・新座市は共同して住民の不安解消を国に要望している例などがあります。練馬区として区民の平和的生存権を守るという観点を堅持し、関係機関に働きかけてくださるよう重ねてお願い申し上げます。